

大阪府下の施行状況



[トップページ](#) > [報道発表資料](#) > [都市計画局報道発表資料\(2018年2月\)](#) >

報道発表資料 危険な空家を行政代執行で除却します

報道発表資料 危険な空家を行政代執行で除却します

ページ番号：425011 2018年2月28日

問合せ先：都市計画局 建築指導部 監察課（06-6208-9310）

平成30年2月28日 14時発表

大阪市は空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「空家法」という）が平成27年5月に施行されたことを受け、平成28年度より空家法に規定する空家等について、区役所を拠点として指導等の取組を行っており、今回、著しく保安上危険であり、倒壊等により通行人など第三者に危害を及ぼすおそれがあるにもかかわらず、指導や命令に従わない危険な空家1件について、空家法に基づく行政代執行により除却します。

行政代執行の概要

此花区伝法の住宅

- 〈所在地〉 地名地番 此花区伝法五丁目34番7
住居表示 [此花区伝法五丁目9番4号](#)
- 〈構造・規模〉 木造 平屋建
延べ床面積 約34平方メートル
- 〈理由〉 著しく保安上危険であり、倒壊により通行人に危害を及ぼすおそれがあるため
- 〈代執行の内容〉 建物の地上部分を除却
- 〈実施期間（予定）〉 平成30年3月12日（月曜日）から平成30年3月19日（月曜日）まで



当該家屋の西側駐車場内から



当該家屋の北東側から北面撮影

行政代執行に至るこれまでの経過

- 平成28年3月から平成29年11月まで
市民から区役所へ通報があり調査を開始。
所有者に対し、「勧告書」等の文書により再三に渡り指導を行うが、所有者に指導に従う意思が認められず。
- 平成29年11月
空家法第14条第3項に基づき除却又は修繕を行うことを命令すべく予告通知を行う。
- 平成29年12月
空家法第14条第3項に基づき除却又は修繕を行うことを命令する。(命令措置期限 21日間)
- 平成30年1月
上記命令の措置期限を経過しても必要な措置が行われなかったため、行政代執行法に基づく戒告を行う。(戒告期限 21日間)
- 平成30年2月
戒告の期限内に措置を履行しないために、代執行により解体に着手する旨の代執行令書をもって通知を行う。

取材について

取材要領等をご確認下さい。

取材要領等

 [取材要領\(PDF形式, 134.26KB\)](#)

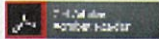
 [取材要領\(DOC形式, 34.00KB\)](#)

 [別図「取材場所」\(PDF形式, 116.38KB\)](#)

 [別図「取材場所」\(XLS形式, 21.45KB\)](#)



CC (クリエイティブコモンズ) ライセンスにおけるCC-BY4.0で提供いたします。 



[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロード（無償）](#)

PDFファイルを開覧できない場合には、Adobe 社のサイトから Adobe Acrobat Reader DC をダウンロード（無償）してください。

（参考）空家法に基づく取組

空家等に関する市民からの通報や相談に対して、各区役所において空家法に基づいて所有者の特定を行い、必要な措置を じるよう指導を行っています。

さらに危険度の高いものについては、大阪市として命令、行政代執行も辞さない方針であることを所有者に伝え、是正指導の強化を図ってきました。

これまでの取組状況

通報・相談のあった空家等の件数	約940件
うち 是正が完了したもの	約350件
指導中等	約590件

（参考）建築基準法に基づく老朽危険家屋の行政代執行の実施件数

平成18年度 都島区

平成25年度 城東区、西成区

平成26年度 生野区

計 4件



特定空家等に対する略式代執行について

平成26年11月に空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「空家法」という。)が制定され、本市においても空家等対策協議会の設置、空家等対策計画の策定など様々な空家等の対策に取り組んでおります。

今回、当該空家等について、建物が傾斜し、隣地に瓦が落下する被害があり、このまま放置すれば倒壊する危険性もあるため、平成29年12月に特定空家等に認定。建物所有者が不存在であり、老朽化が進み修繕が困難であることから、近隣住民の安全面から、早急に建物の除却等が必要と判断。

平成30年3月末までに、家屋部分の除却工事を空家法に基づく略式代執行にて実施します。

略式代執行：所有者等が不明な場合であって、空家法に基づく必要な措置を命じる公告を行い、相当期間をもって措置がなされない場合、市長又は措置を命じた者若しくは委任した者が措置を講じる代執行を言います。

建物概要

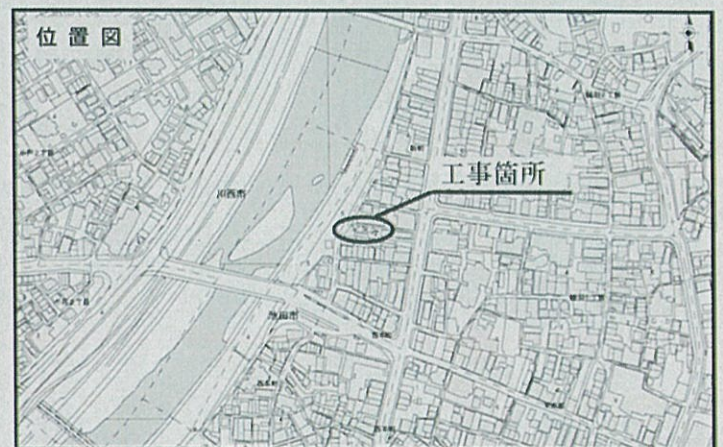
所在地：池田市新町2738番2

(住居表示：新町2番8号)

所有者：建物所有者は不存在

※空家法第10条第1項及び第3項に基づく調査(登記、戸籍等)の結果、登記上の所有者及び相続人も死亡している。

用途：5戸1長屋建住宅(159.7㎡)



実施内容

1. 当該家屋内部の調査及び換価可能な物品の運び出しを行う。
2. 新町2738番2に存する建物(木造連層住宅5戸1棟)の除却工事を行う。

実施時期

平成30年2月21日14時(予定) 略式代執行の宣言後、家屋内の調査を実施。
 平成30年3月 1日頃 家屋等の解体工事の実施。
 平成30年3月30日 業務完了予定。

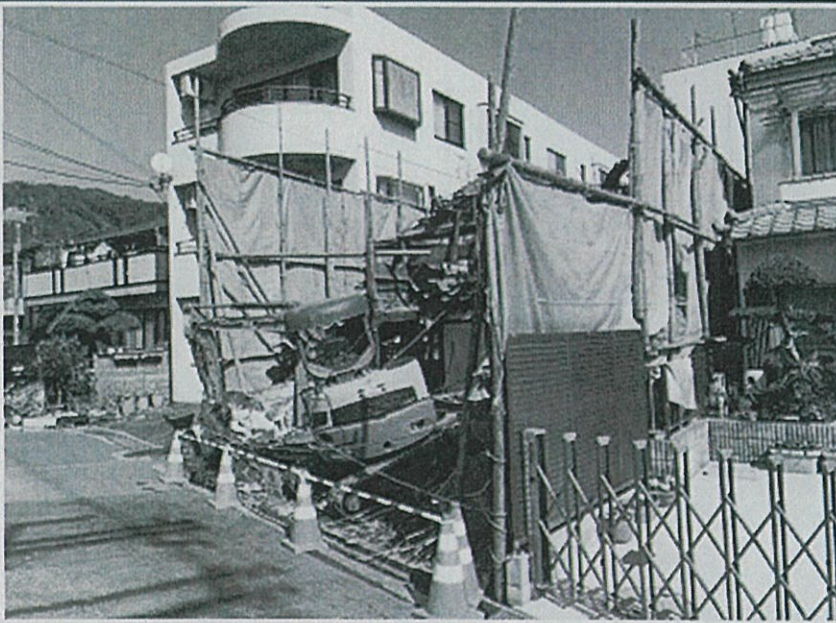
問い合わせ 池田市まちづくり・交通課 担当 谷
 TEL072・754・6262

現 地 現 況 写 真

No.1



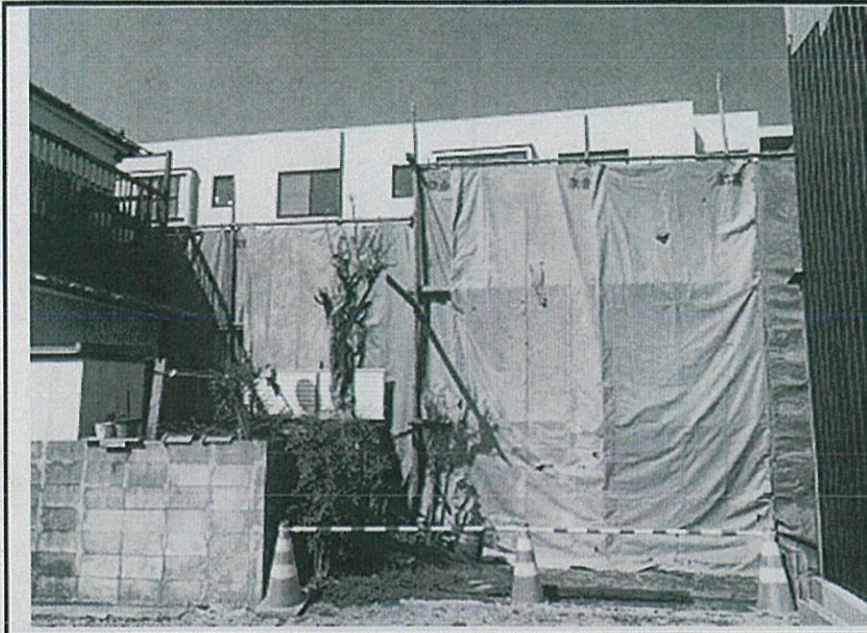
No.2



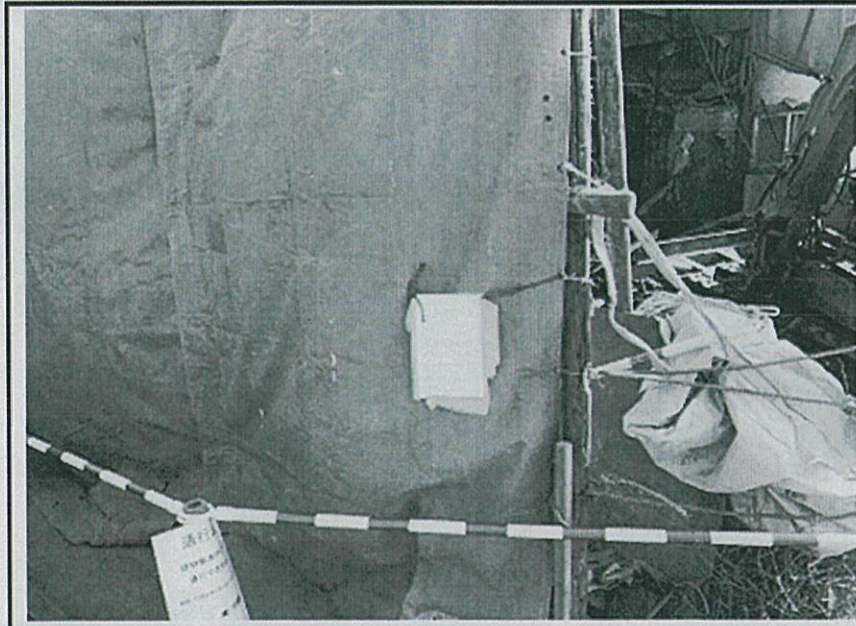
No.3



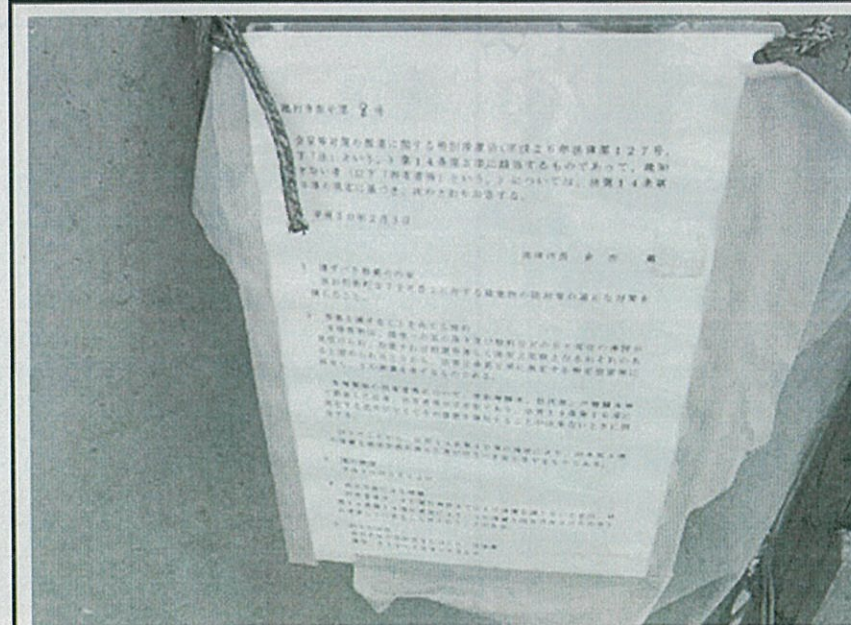
現地現況写真



No.4



No.5



No.6

池田市告示第8号

空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第14条第3項に該当するものであって、確知できない者(以下「所有者等」という。)については、第14条第10項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年2月1日

池田市長 倉田 薫

1 講ずべき措置の内容

池田市新町2738番2に存する建築物の除却等の適正な対策を講じること。

2 措置を講ずることを命じる理由

本建築物は、隣地への瓦の落下及び傾斜などの日々劣化の進捗が見受けられ、放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれがあると認められることから、法第2条第2項に規定する特定空家等に該当し、1の措置を命ずるものである。

本建築物の所有者等について、登記簿謄本、住民票、戸籍謄本等で調査した結果、所有者等が存在せず、法第14条第10項に規定する過失がなくその措置を確知することが出来ないときに該当する。

以上のことから、法第14条第10項の規定により、同条第3項の措置を池田市長が命じた者が行うべき旨公告するものである。

3 履行期限

平成30年2月14日

4 池田市長による措置

所有者等が、3の履行期限までに1の措置を講じないときは、法第14条第10項の規定により、1の措置を池田市長又はその命じた者若しくは委任した者が行うことがある。

5 問合わせ先

池田市都市建設部まちづくり・交通課
電話 072-754-6262